

条例制定権(自治立法権)の拡充・強化について

2007年8月29日

上智大学 小幡純子

1, 現憲法下における地方自治体の条例制定権

日本国憲法の特徴

地方自治の本旨(the principal of local autonomy)の原則

地方公共団体の種類を特定しない

条例制定権として立法権広く認める。

マッカーサー草案(1946年2月13日) 憲章(own charters)を作成する権利

ホームルールによるアメリカ型の住民選択による地方自治の形態の多様性

日本側起草案(1946年3月1日) 法律の範囲内で条例及び規則(laws and regulations)を制定

憲法改正草案要綱(1946年3月6日) 条例(訳を charters)とする。

帝国議会審議中に、英訳が条例(regulations)となる。

国民の権利義務を定める自主立法の権限

2, 地方自治体の組織決定権

法律での定め 地方自治法における組織法定

必置規制 ~ 監査制度・行政救済制度(行政不服審査法)

地方自治組織の法律による画一的な定めの見直し

全国一律制度 ~ 選択制 多様な制度 容認に

行政委員会制度

長を補佐する機関及び出納機関等

副知事・助役、出納長・収入役、事務吏員・技術吏員 etc

cf. ホームルールチャーター(自治憲章)制度

主要役職員の名称・資格・選出方法等を定める。

議会 - 支配人型(シティ・マネジャー)

道州制の下での道州の区域内の組織

道州と市町村の関係

同一地位の地方公共団体か?

垂直的關係認めるか?

3, 条例制定権の拡充

憲法 94 条, 地方自治法 14 条 自主立法権

(1)第一次地方分権改革前

法律の先占論の克服

法令と条例の規律が並存する場合 (徳島市公安条例最判昭和 50・9・10)

目的同一の場合 国の法令が全国的一律の同一内容の規制を施す趣旨か
地方の実情に応じて別段の規制を許容か

目的異なる場合 法令の目的・効果を阻害しない

領域的先占ではなく、法令の個別の趣旨解釈による

exp.飯盛町旅館建築規制条例と旅館業法 福岡高判昭和 58・3・7

両者の規制は並存・競合

本来的な地方自治事務 地域特性への配慮 全国一律最高限度の趣旨ではない
強度の規制を行う合理性(必要性) かつ 比例原則 充たすか?

(2)第一次地方分権改革(1999年 地方分権推進委員会勧告 地方分権一括法)

国と地方の役割分担

地方自治法 2 条 2 項の事務 「地域における事務」

地方自治法 2 条 11 項 12 項 地方自治の本旨に基づいて

機関委任事務の廃止 自治事務・法定受託事務

地方自治法 2 条 13 項 自治事務 - 地域の特性に応じて事務処理できる
よう特に配慮

自治事務について、地方の実情に応じた規制を許容するよう立法原則
自治事務については、条例で上乘せ・横出し可能とする原則適法説

(3)現実の条例制定にかかる問題

条例の規律が法令に違反するか否かの判断

地方自治体の条例起案部局の政策法務のリスク

条例に関する抽象的規範統制の場の不存在

係争処理制度の未整備

条例が適用される住民・事業者が提起する訴訟に委ねる 地方裁判所の判断

訴訟ルートの問題 宝塚パチンコ条例訴訟(最判平成 14・7・9)

法令に反する疑義がある条例の実効性確保手法 刑事罰における起訴

(4)近時の議論 条例による法令の上書き権

第二次地方分権改革 地方分権改革推進法(2007年4月1日)

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大